

## 令和3年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年4月9日(金)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	10番 関本五郎委員 16番 富田行博委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 米子市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地利用計画の一部変

更に係る意見照会に対する回答について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

キ 第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

## 5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 非農地現況証明について

(5) 農地転用現況確認書の交付について

(6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について

(7) 公用工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

(8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第1回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号9番の角委員と議席番号11番の高橋委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、関本委員、富田委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び米子市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第7条第2項の規定により下記のとおり農地利用最適化推進委員を委嘱したいので審議を求めます。

事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

本日、机の上に農地利用最適化推進委員推薦書状況を置いていますのでご覧ください。この度、車尾地区の農地利用最適化推進委員の募集を行ったところ、別紙のとおり車尾地区実行組合協議会から1名の推薦がありました。別室606会議室を用意していますので、推進委員選考委員会設置要綱第3条第2項に基づき、推進委員選考委員会を開催していただきたいと思います。

議長（田邊会長）

そうしますと、選考委員の皆様は、606会議室で推進委員選考委員会を開催してください。

暫時休憩とします。

（暫時休憩）

議長（田邊会長）

総会を再開します。

推進委員選考委員会の結果を選考委員長から報告してください。

高橋農業委員

先程の選考委員会の選考結果について報告いたします。先程、選考委員6名によりまして慎重審議しました結果、全員一致で候補者が推進委員として適格であると判断したので、ここに報告します。以上です。

議長（田邊会長）

今までのところで、何かご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

ご承認いただきます方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで承認ということにさせていただきます。

続きまして5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは6ページ番号1の米原6丁目から番号8の兼久について一括審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号1の米原6丁目について説明します。米子北高校の北に位置します田1筆1，438平方メートルの農地を使用貸借で5年間借りら

れるものです。この農地は市街化区域にあるため、農地法3条での貸し借りとなります。権利取得後の経営面積は86アールです。

次に2番の東福原2丁目について説明します。申請地は、トヨタカローラ鳥取の北に位置します畑1筆66平方メートルの農地です。隣地も所有をしている息子に親子間で贈与しようとするものです。取得後の経営面積は変わらず48アールです。

次に3番の榎原及び8番の兼久について説明します。3番の申請地は尚徳小学校の西に位置します田1筆1,429平方メートルの農地で、渡人の希望により親戚である受人とこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。

続いて8番の申請地は尚徳小学校の北に位置します田1筆95平方メートルの農地で、受人の農地に挟まれた農地を渡人とこの度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は121アールです。

次に4番の大篠津町について説明します。申請地は、米子空港近くに位置します畑1筆710平方メートルの農地です。隣接耕作者の受人が売買を希望していた渡人と、この度合意され、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は106アールです。

次に5番の彦名町について説明します。申請地は、北斗中学校近くに位置します畑1筆799平方メートルの農地です。耕作中の受人が売買を希望され、この度合意し、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は利用権設定中のため変わらず37アールです。

次に6番の葭津について説明します。申請地は、米子空港近くに位置します畑1筆690平方メートルの農地です。隣接耕作者の受人が売買を希望していた渡人と、この度合意し、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は38アールです。

次に7番の日下について説明します。申請地は河岡の円型団地近くに位置します、佐陀川と米子道に挟まれた田2筆1,051平方メートルの農地です。この度合意し、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は108アールです。

3条許可案件は以上8件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（田邊会長）

番号1の米原6丁目と番号2の東福原2丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 大田推進委員

番号1の米原6丁目について説明します。現地調査は3月30日に大太農業委員と大田推進委員で行いました。現在、通常の耕作がされており、問題無いと思われます。譲受人ですが、軽トラック、トラクター、田植え機、コンバインと、植えて刈るまでの道具を全部揃えており、積極的に農業に取り組んでおられる農家ですので、許可について問題無いと思ひます。

#### 大太農業委員

番号2の東福原2丁目について説明します。現地調査は3月30日に大太農業委員と大田推進委員で行いました。親子間の贈与です。隣地が息子さんの土地ですが、それを譲り受けるという事です。今後も息子さんが畑を作っていくような形になると言っておられました。許可には問題無いと思われます。

#### 議長（田邊会長）

続きまして番号3の榎原と番号8番の兼久について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 田子農業委員

3番、8番と続けて説明します。現地調査は3月28日に田子農業委員と大塚推進委員で行いました。譲受人の近所で良く知っている所で、耕作されている所です。そのまま継続的にされるという事で問題は無いと思ひます。8番も同じ近所で現在やっておられます。そのまま継続してされるという事です。全く問題無いと考えます。

#### 議長（田邊会長）

続きまして番号4の大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 角農業委員

3月18日に角農業委員、本池推進委員で現地確認をしました。現地は雑草を枯らした状態になっており、大きな道の縁でして耕作も非常にやり易い所です。話合いがついて売買となったようですので問題無いと思います。

#### 議長（田邊会長）

続きまして番号5の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 田口推進委員

5番について補足します。譲受人が自宅の裏の農地を譲渡人より借受け家庭菜園として耕作していましたが、この度売買により譲り受けるものです。現地調査を3月29日公本農業委員と田口推進委員で確認しています。現地は綺麗に草を刈り、野菜を作っていました。当初下限面積を満たしているか心配しましたが、37アール耕作しているという事で許可については問題無いと考えます。

#### 議長（田邊会長）

続きまして番号6の葭津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 松本推進委員

番号6について説明いたします。現地調査は3月24日に矢倉農業委員、松本推進委員で行いました。譲受人は譲渡人から以前より借りて耕作していたものを話がまとまって売買に至ったものです。許可については問題無いと思います。

議長（田邊会長）

続きまして番号7の日下について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

7番について補足します。3月22日に福島推進委員と現地確認をしました。当該地は10年以上放置された耕作放棄地で、また農振地域内でもあるという所で、本人に確認しました。地権者から頼まれて本物件を購入し、甘藷を栽培したいということでした。下限面積もクリアし、また現在所有されている農地についても適切に管理されており、農地法上は問題ありませんけれども、一般的に考えた場合、農振地域内の耕作放棄地を購入して甘藷を栽培するという説明ではやや不自然であり、本件農地の利用状況を定期的に確認させていただくこと、また本件3条取得の場合、農振地域内であるという事も含めて、農地転用は難しい旨、事務局より本人に十分説明をしました。以上を踏まえた上、本件を許可いたしたく皆様のご意見をお伺いしたいと思います。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

池口推進委員

4番の大篠津町と5番の彦名町について、彦名町がすごく単価が高いように見えますが。

田口推進委員

彦名町については、私もちょっと疑問があったもので、いろいろ農業者と相談しました。推測ですが、自宅の裏で将来宅地にでもという考えがあるのではと。

池口推進委員

分りました。

議長（田邊会長）

他にはございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、8ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは9ページ、番号1の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

1番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。4月2日に矢倉農業委員、松本推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大15センチの盛土造成を行います。流出防止措置として、隣地境界に土羽打ちを行います。雨水は地下浸透及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見

書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして番号2の彦名町から番号3の彦名町について一括して審議いたします。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

田口推進委員

2番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。この場所は昨年今年と転用申請が出ている農地の一画です。3月29日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大20センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に既設コンクリートブロック60センチがあります。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

公本農業委員

3番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅及び進入路です。3月29日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は50センチから100センチの盛土造成を行います。擁壁として、西側の隣地境界にL型擁

壁100センチを設置します。流出防止措置として、北東側の隣地境界に土羽打ちを行います。雨水は新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ番号4の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

4番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅及び進入路です。4月3日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大18センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック30センチを設置します。雨水は、農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号5の上福原から番号6の上福原について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

#### 影嶋推進委員

5番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は診療所です。3月30日に船越農業委員、影嶋推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、30センチから115センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁120センチから150センチを設置します。雨水は敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書、自治会長の同意を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種以上が埋設する道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育、公共施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われれます。

6番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は薬局です。3月30日に船越農業委員、影嶋推進委員と現地確認を行いました。造成計画は30センチから115センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁90センチから130センチを設置します。雨水は、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書、自治会長の同意を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種以上が埋設する道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育、公共施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われれます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

竹中農業委員

こういう書き方がいか良く分からないですけども、5番6番で同じ申請地で同じ面積で売買価格が変わっているという事で、なぜ面積が990.02平方メートルで同じなのか、それが説明出来ますか。

事務局（石岡主任）

測量図が付いていまして、それぞれが990.02平方メートルとなっています。

竹中農業委員

これは、ただ偶然の一致という事ですか。

事務局（石岡主任）

そうです。

竹中農業委員

地番は同じで、別々の案件で面積が偶然一致したという事ですね。

議長（田邊会長）

よろしいですか。その他に何かありませんか。よろしいでしょうか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号7の美吉について審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

小林正美推進委員

7番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。3月29日に岩佐農業委員、小林正美推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大40センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック30センチから40センチを設置します。雨水は農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意を確認しています。隣接農地は譲渡人の所有地のみです。土地改良区は該当有りません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号8の下新印について審議します。これは私の方で説明したいと思います。

8番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。3月30日に田邊農業委員、森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大30センチの盛土造成を行います。擁壁として、北側と西側の隣地境界にコンクリートブロック30センチを設置します。雨水は農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地であり、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号9の福万について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高橋農業委員

9番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は住宅敷地です。南側の隣接地につきましては、地目が宅地の譲渡人の所有地であり、このたび建築する住宅敷地とする計画で、本転用案件は庭を主にするという事です。3月29日に高橋農業委員、福島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大50センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページをお願いします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。

それでは、13ページ番号1の淀江町中間について審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

番号1について説明します。詳細は議案及びお配りしている図面のとおりです。図面は給排水施設計画平面図と書かれたものです。申出者は現在、近隣では境港市でイオングループが展開するディスカウント型スーパーマーケットビッグを展開しています。境港市の店舗との商品配送や在庫管理を含めた経営戦略上、米子市内での出店を計画したものです。当該申請地は、北は国道、東は県道、西は佐陀川に囲まれており、被害防除対策を徹底する事で周辺農地へ与える影響も軽微との事です。このような状況であり、当該申し出地を小売店舗用地として利用するため、農振農用地区域の変更の申し出がなされました。市の考え方ですが、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積への支障、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障もなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすため、農振農用地区域の計画変更もやむを得ないと判断しています。説明は以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

#### 池口推進委員

これは1月23日にねえ、マックスバリュー西日本、イオングループの子会社から説明会がありまして、実際には白浜土地改良区にはあまり関係無いですけど、そこの農地の中にパイプが通っている可能性が十分あり、それで出させてもらった訳です。スプリンクラーのパイプがあった場合、道の縁の方に全部出して欲しいという事は要望しています。約190台の車は東の方から入るようになり、平屋なので別に問題はないですけど、前にも北側の9号線の海側の方でアパートの工事の時にパイプにあたり、大きな水が出たもので、その辺だけは掘る時に注意して欲しいと言っています。以上です。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

#### 尾坂推進委員

計画変更ですけど5項目をクリアしていますので、今の段階で問題無いと思われましても、この頃様々な農用地の縁にも、学校とか住宅とか介護施設とかある訳ですけども、今後私考えますには、この農用地を変更除外をすることについても、様々な周囲の住宅とか介護施設とかも踏まえて解除するという事も今後必要ではないかと思えます。今日どうかはありませんけども、今後こういう事案が出た時に、やはり農業関係だけのクリアをしているという事ではなくて、やっぱり今後は様々なものが周囲にある訳ですけど、その辺をある程度考慮してこれを除外するとか、そういう方向性を持たせた方がいいじゃないかなと思えます、以上です。

#### 議長（田邊会長）

そういうような事を考慮して欲しいという事でした。他に何かございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、16ページ議案第5号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、19ページ番号4-1から24ページ番号4-31までを一括して審議します。19ページ番号4-4から20ページ番号4-5は、関係者の富田委員は議事に参与できません。24ページ番号4-31は、関係者の大縄委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。

19ページ番号4-1は再設定です。番号4-2から22ページ番号4-16は新規設定です。番号4-17から番号4-18は再設定です。番号4-19から番号4-20は新規設定です。番号4-21は再設定です。23ページ番号4-22から24ページ番号4-28は新規設定です。番号4-29から番号4-31は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、19ページ番号4-4から20ページ番号4-5について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、24ページ番号4-31について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、残りにつきまして、一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、28ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号4-1から61ページ番号4-143までを一括して審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。28ページ番号4-1から60ページ番号4-138まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載しています。60ページ番号4-139から61ページ番号4-143は富益町のほ場整備のために契約期間や賃借料を変更するものです。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので135件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替2件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で1件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

4-41からずっとありまして、相当の面積が担い手育成機構に登録されようとしているのですが、これは県の基盤整備事業の一環と思う訳ですけども、これはいつ頃始まっていつ頃完了するものかね。

事務局（宅和事務局長）

はっきりした資料を持ってきておりませんが、2年から3年はかかると聞いております。

矢倉農業委員

何でこれを言うかという、皆生に続いて基盤整備事業の第2弾だと思う訳なのです。この土地で耕作されてある所もかなり荒れている所もあると。これが基盤整備によって理路整然とした農地に蘇ると思う訳です。農業委員としてこれは、最初はこういう状態だったと、それが基盤整備が完了して農地がこう変わったと。やっぱり一目見ておくことが必要じゃないかと思って言った次第です。

議長（田邊会長）

現状を確認して、その後整備された後にもう一度確認してみたらどうかという事ですね。ちょっと相談してみましょう。  
その他に何かございませんか。

公本農業委員

別のこの場でなくても良かったのですが、担い手育成機構が一生懸命利用権を設定して毎月毎月上がって来るのですが、今月も6町5反ばかりが出ている訳です。年間に直すと70ヘクタールくらいが耕作予定地になるのですが、これを10年やったとしたら、10年前の農業委員会のこの資料を見てみたいのですが、そのまま順調に行ってれば700ヘクタールくらいになると思うのですが、こういうものだけ見れば、農業がすごい活性化して耕作放棄地も出ないような数字が出ているのですが実態はどうですか、皆さん。それぞれの地域の農業委員さんが見られて、数字と実態がちょっとどうなのか。毎月のように総会の時に上がってきますよね、利用権設定が。そう改まって問題にする事でもないと思うのだけど、その割には耕作放棄地が弓浜地区はどんどん増えています。

議長（田邊会長）

今の意見につきまして、何かありましたらお願いします。

池口推進委員

淀江でも今構造改善しようとしています。1ヘクタールと2ヘクタールの田んぼを作ろうとしているのですが、本当に農業する人がいるかという話が出ていますが、とりあえずやろうという事で。10年、20年後はどうなるか分からない状態です、はっきり言って。実際に田に木が生えている所も出ており、いくら言っても刈ってもらえないようで、機構や市の農林課の方にもお願いしています。ようやく草だけは刈って、木は刈らないというような具合で、近所からいろいろ問題が出ています。

議長（田邊会長）

どんどん整備して、大型農家が作りやすいようにと手がけておられますけども、10年後にその農家がどうなっているか分かりませんし、今どうこう言えませんが、ただ今の所は荒れた小さい窪を整地して大きい担い手に渡そうという事で進められています。これに対して他の人も意見がありましたら。よろしいでしょうか。この事につきましては、今後とも相談していけたらと思っています。

そうしますとただ今の説明について、他にご意見ご質問ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、37ページ議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは64ページ番号1から70ページ番号18までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。

64ページ番号1から70ページ番号18は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号8は先月に引き続いての配分です。

選定理由は以上です。ご審議よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、73ページ議案第7号をお願いいたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、下記農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、これを変更したいので議決を求めます。事務局より説明してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

米子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更案について説明します。委員の皆様方からご意見をいただいたうえ、運営部会で検討を行い、前回の農業委員会でも説明させていただきました。米子市まちづくりビジョンに沿って変更となる文言や遊休農地の解消目標を修正し、概ね従前の指針を継承する形の改正案としています。細かい説明は先月の総会でさせていただきまして、人・農地プランに関して、作成・見直しから次のステップである実質化と変更とするなど、いくつかの修正を行っています。先月から現在に至るまで改めての意見は出ていないのが現状です。説明は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、農地利用最適化推進指針を変更することに決定します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告します。

83ページから84ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、85ページから86ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、87ページから88ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、10件を受理しています。

次に、89ページから90ページの非農地転用現況証明について、5件を証明しています。

次に、91ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。

次に、92ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、93ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について1件を受理しています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

5月定例総会につきましては、5月10日（月）1時30分から、米子市役所4階401会議室での開催予定としています。

次に、4月の農地相談は令和3年4月20日（火）午後2時から大高公民館（大高、県）、令和3年4月23日（金）午後2時から巖公民館（巖、春日）で行います。

次に、4月分の活動実績報告書ですが、連休の都合により4月30日（金）までにご提出いただけますと助かります。以上です。

議長（田邊会長）

これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時45分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員